

>>>> 特別寄稿

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について

環境省 環境再生・資源循環局

総務課リサイクル推進室長 **平尾 禎秀**¹



1. 法制定の背景

2021年6月に全会一致で成立したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）は、循環型社会形成推進基本法を中心とする我が国の資源循環法体系の中で、初めて素材に着目してプラスチックのライフサイクル全体を対象とする前例のないもので、新法として整備された。

プラスチックは、安価で、丈夫で、性状が安定し、加工が容易である等、その有用性から生活の中で幅広く利用される一方で、廃棄段階では、その丈夫さ、容積の大きさ、焼却時の発熱量等の特徴から廃棄物処理の中心的な課題であり続けた。容器包装をはじめとする個別リサイクル法に基づく取組や焼却システムの高度化等により、最終処分場の逼迫への寄与には一定の改善が見られたが、リデュースの取組や未利用の廃プラが一定程度あること等の課題も残ってきた。

他方で、近年、プラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となり、また中国をはじめとしたプラスチックの輸入規制によりプラスチックの国内資源循環の必要性の高まりや、地球温暖化対策の観点からも、プラスチックについて総

合的な対策を行うことが不可欠となった。第4次循環型社会形成推進基本計画も踏まえ、G20大阪サミットの直前の2019年5月にプラスチック資源循環戦略が関係省庁で取りまとめられた。同戦略では、回避可能なプラスチックの使用は合理化した上で、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生素材や再生可能資源（紙やバイオマスプラスチック等）に適切に切り替え、徹底したリサイクルによる再生利用、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることとした。こうした3R + Renewableの基本原則に沿って、(1) 資源循環（レジ袋有料化義務化をはじめとしたリデュース等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチックの利用促進）、(2) 海洋プラスチック対策、(3) 国際展開、(4) 基盤整備という4つの重点戦略を定め、施策の展開に当たって、マイルストーンとして野心的な数値を定め、その達成を図ることとした。

このうちレジ袋有料化については、2020年7月に容器包装リサイクル法の下での改正省令の施行によって義務化され、大きな行動変容につながったが、残るプラスチック資源循環戦略の具

1 本稿の意見・評価にわたる部分は筆者の個人的見解である。

体化について、中央環境審議会・産業構造審議会合同会議での取りまとめを経て、製品設計から廃棄物の段階に至るまで、プラスチックのライフサイクル全体をカバーする新法が制定された。

2. プラスチック資源循環法の概要

以下、法律の概要について説明する。法律の成立後、中環審・産構審の審議を経て2022年1月に公布された関連する下位法令（政令2本、省令5本、告示2本）の内容についても言及する。施行期日を定める政令により、施行日が2022年4月1日に決定したところであり、施行に向けた準備を進めているところである。

(1) 基本方針

プラスチック資源循環を総合的かつ計画的に進めるため、法に基づく基本方針が定められており、前述の3R + Renewableの基本原則や、マイルストーンについて盛り込んでいるほか、すべての関係主体の参画等を位置づけている。また、法律上、基本方針は、海洋環境の保全及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する法律の規定による国の方針との調和が保たれたものでなければならないとされ（3条3項）、基本方針上も、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」や、2050年カーボンニュートラルに言及している。

(2) 設計・製造段階

製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針を策定し、指針に適合した製品を国が認定する初めての制度を設けることとした。認定した製品については、グリーン購入法の運用において十分配慮することとし、事業者・消費者にもその使用の努力義務を課すこととした。

設計指針においては、プラスチック使用製品全般について、構造について、減量化、長期使用化・長寿命化、再使用、リサイクルしやすさ等の、材料について、素材代替や再生プラの利用、バイオプラスチック導入ロードマップに従ったバイオプラの利用等の定めを置いている。加えて、製品分野毎に同種の製品と比較して特に優れた製品を認定する基準を別途定めること等を規定しており、今後認定基準の整備を図っていく。

(3) 販売・提供段階

いわゆるワンウェイプラスチックのリデュースを促進するため、提供事業者に対して、ポイント還元や代替素材への転換、有料化等の使用の合理化を求めることとした（対象は下図参照）。具体的な措置の内容は事業者が自ら設定する目標に照らして選択することとなる。

このうち、多量提供事業者（前年度の提供量が5トン）に対しては、勧告等の措置の対象となる。

小売店や飲食店等		
●フォーク	●スプーン	●ナイフ
●マドラー	●ストロー	
		
宿泊施設		
●ヘアブラシ	●くし	●かみそり
●シャワーキャップ	●歯ブラシ	
		
クリーニング店、小売店		
●ハンガー	●衣類用カバー	
		

※事業活動の一部で上記の業種に属する事業を行っている場合は対象となる。

(4) 排出段階

① 市町村による分別収集・再商品化

市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについては、容器包装のみならず製品を含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及びリサイクルを市町村の努力義務とした上で、

- ・容器包装リサイクルの仕組みを活用し、容器包装以外のプラスチック製品を含めて容器包装リサイクル協会にリサイクルを委託することができることとし、あるいは、
- ・リサイクル事業者と連携して、再商品化計画を策定し、国の認定を受けることで、市町村による選別・梱包等を省略してリサイクルを実施することができることとした。

容器包装リサイクル協会に委託する際に適用される分別収集物の基準に関する省令において、リチウムイオン蓄電池等が混入していないことや、プラスチック製容器包装以外にも、原材料の全部又は大部分についてプラスチック素材を利用したプラスチック使用製品廃棄物を含めることができること等を基準として定めているが、これを補完・解説するものとして、「プラスチック使用製品の廃棄物分別収集の手引き」を定めたところである。再商品化計画の認定を受ける場合であっても、リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考とされることを期待している。

なお、法律が施行される令和4年度から、家庭ごみの有料化の検討やプラスチック資源の分別回収・リサイクルを実施していることを循環型社会形成推進交付金による支援を受けるための要件とする。

さらに、令和4年度から、市町村が実施するプラスチック製品の分別収集・リサイクルに要する経費について、特別交付税措置を講ずることとされ、予算案に盛り込まれている。

② 製造事業者等による自主回収・再資源化

製造・販売事業者による自主回収・リサイクルを促進するため、事業者の計画を国が認定した場合に個々の自治体での廃棄物処理法上の業許可を不要とする特例を設けることとした。他社の同種製品も対象となり得る旨、(自社製品と)合わせて再資源化を実施することが効率的

なプラスチック使用製品を含むと規定されている。認定基準においては、適正処理の観点から必要な事項のほか、再資源化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであることを求めている。

この場合であっても例えば廃棄物処理法の処理基準が適用されることは当然であり、また施設の許可も必要であることも従前通りである。

③ 排出事業者による排出の抑制・再資源化等
産業廃棄物について、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等、排出事業者が取り組むべき判断基準を示すこととし、多量排出事業者については、目標を設定したより計画的な取組を定めることとした。なお、排出事業者の判断基準についてのみ、条文上、リサイクルを意味する「再資源化」ではなく熱回収を含めた「再資源化等」と規定されている。産廃プラの大宗が熱回収されている現状を踏まえたものであり、判断基準においては、可能な限りの3Rを促し、周辺地域において再資源化事業者が存在しない等再資源化を実施できない場合には熱回収すること、その場合も可能な限り効率の良い熱回収を行うこと等を定めている。

勧告等の対象となる多量排出事業者の要件については、前年度の排出量が250トン以上とした。これとは逆に、中小企業基本法上の小規模企業者に相当する者については、判断基準の対象から除くこととした。

④ 排出事業者による再資源化

排出事業者等の再資源化計画を国が認定した場合に、個々の自治体での廃棄物処理法上の業許可を不要とする特例を設けることとした。認定基準において、②と同様に、適正処理の観点から必要な事項のほか、再資源化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであることを求めている。

この場合であっても廃棄物処理法の処理基準が適用されることや施設の許可が必要であることは②と同様である。

3. 円滑な施行に向けて

以上見たように、プラスチック資源循環法では製品の設計から廃棄物の処理までライフサイクル全般で、あらゆる主体の取組を促すことと

している。円滑な施行に向けて、手引き類の整備を継続していく。こうした情報を含め、環境省ホームページから、プラスチック資源循環に関する特設サイト (<http://plastic-circulation.env.go.jp>) を設けたところであり、「プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル」と題して、広く周知を図ることとし、また、継続的に情報を更新していく予定である。

上記に見たどの取組も、1つの社や業界だけでは困難な取組が多い。プラスチックの3R+Renewableを進めるためのバリューチェーンをそれぞれ構築していく必要があり、廃棄物処理システムに携わる方々がその一翼を担うことになることを期待している。環境省としても、令和3年度に引き続き、令和4年度予算案に代

替素材・リサイクルプロセスの技術実証や、リサイクル設備・再生可能資源由来素材等の製造設備への補助、さらに、市町村の先進的モデル形成支援の拡充を盛り込んだところである。法の円滑な施行と、これによる社会変革に向けて、施策を総動員していく。